

Q1. 交付対象外になる業種などはあるか。

A1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者、学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体である者、公的な支援を行うことが適当でない認められるものは交付の対象になりません。

Q2. 従業員数には、役員や臨時のアルバイトの方を含むか。

A2. 含みません。中小企業基本法に則り「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としています。そのため、役員のみのもので、常時使用する従業員がいなければ、0人と記入する場合もあります。

本支援事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者 ※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

②に該当するのは、「通常の従業員に対して1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「通常の従業員に対して1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q3. 減少率に必要な売上とは、確定申告書のどこを見ればいいのか。

A3. 法人の場合は、法人事業概況説明書の10主要科目の売上（収入）高欄に記載の数字となります。

個人事業者の場合は、所得税及び復興所得税確定申告書第一表の収入金額等の②、①、③、④、⑤欄に記載の数字の合計となります。なお、市民税申告書の場合は、収入金額等のア、イ、ウ、キ、ク、ケ欄に記載の数字の合計となります。

Q4. 個人事業者だが、令和元年の事業等収入の月平均額が14万9千円となる。切り上げて15万円として、支給対象となるか。

A4. 支給対象とはなりません。月平均額の計算では、小数点以下切り捨てとなります。したがって、個人事業者においては15万円以上、法人においては30万円以上であることが必要です。

Q5. 売上（収入）減少率を計算したら29.76%になった。切り上げて30%として申請できるか。

Q5. 申請できません。減少率の計算は小数点以下切り捨てとします。

Q6. 令和元年に創業したが、令和元年は操業期間が12月ないがどうしたらいいか。

A6. 新型コロナウイルス感染症対策としての休業や、新規創業により、操業月数が12月に満たない場合については、実際の操業月数で計算してください。その場合は、必ず、創業開始時期がわかる書類（開業届、履歴事項証明書など）を添付してください。

Q7. 個人事業者で、令和元年分の事業等収入が、事業等収入以外の収入を下回る場合は、給付の対象となるのか。

A7. 給付の対象となりません。

Q8. 個人事業者で、令和元年は10月まで企業に勤めていたため、事業等収入より給与収入の方が多。対象外となるのか。

A8. 令和元年限りの一時的な収入は、計算から除くことができます。退職までの収入は一時的な収入と見なしますので、事業等収入以外の収入から、退職までに得た給与収入を除いた額が、事業等収入を下回っている場合は対象となります。

Q9. 個人事業者だが、令和2年1月以降に創業したが対象になるか。

A9. なりません。本支援金の申請書を提出する際には、確定申告書に記載の金額を用い、証拠書類として令和元年及び令和2年分の確定申告書が必ず必要となります。そのため、令和元年に事業を行っていない方につきましては、対象外となります。

Q10. 津山市外で事業を行う津山市民（個人事業者）は、給付の対象となるのか。

A10. 対象となります。

Q11. 津山市民ではないが、津山市内で事業を行っている。給付の対象となるか。

A11. 津山市内に事業所（法人の場合は本拠）を有している場合は、対象となります。

Q12. 複数の事業所などがある場合、それぞれで申請をすることはできるのか。

A12. 申請は、法人または個人事業者単位で認められるため、事業所など個々の単位での申請はできません。

Q13. 病気で休業していたが、その期間は操業月数に数えなくて良いか。

A13. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業でない場合は、操業月数に数えることとなります。

Q14. 事業所を有する証拠書類は、必ず提出しないとイケないか。

A14. 令和2年度に本市が行った、小規模事業者緊急支援金の交付を受けた方で、その申請時に事業所を有する証拠書類を提出している場合は、添付を省略できます。

Q15. 消費税の申告書類での申請は可能か。

A15. 証拠書類として認められないため、不可能です。

Q16. 支援金の支給は、申請後いつ頃になるのか。

A16. 書類に不備がなければ、申請から概ね2週間程度でご指定の口座に入金する予定です。交付が決定した方には交付決定通知兼確定通知書を送付いたします。

Q17. 支援金は、課税の対象となるのか。

A17. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものであり、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が少なければ、課税対象となります。

Q18. 支援金の使い方に制限はあるのか。

A18. 個々の状況に応じて、事業継続のために広くお使いください。

Q19. 委任を受けての申請は可能か。

A19. 可能です。ただし、振込の口座については法人名義、法人の代表者名義、個人にあつては申請者本人の名義以外は認められません。窓口にて代理で申請される際には委任状を用意し代理申請者の身分証明書を必ずお持ち下さい。※場合によって、行政書士等の資格が必要なことがありますので、ご注意ください。

Q20. 申請の受付はどこで行っているのか。

A20. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送での申請をお願いしております。窓口にお越しの場合は、津山市役所産業文化部商業・交通政策課、津山商工会議所、作州津山商工会で受付いたします。なお、津山市役所産業文化部商業・交通政策課に申請書をお持ち頂く場合は、混雑を避けるため、予約順にて受付をいたします。ご来庁の前にはお電話（0868-32-2081）くださいますようお願いいたします。

たします。

Q 2 1. 緊急支援金の時のように、津山市地域交流センターでは受付しないのか。

A 2 1. 受付いたしません。

Q 2 2. 書類に不備があった場合、どのような手続きになるのか。

A 2 2. 窓口での申請においては、全ての書類が整わない場合は、受付することができません。全ての書類を揃えた上で、改めて申請をお願いします。なお、窓口にて申請を受け付けた場合であっても、審査の結果、改めて書類の提出をお願いすることがございます。また、申請書を郵送された場合に、書類に不備があった場合は、申請書に記載の電話番号にご連絡をさせていただきます。修正後の資料につきましては、10月29日（金）17時（必着）までに津山市役所産業文化部商業・交通政策課に提出して下さい。期限を超過する場合、給付対象外となりますのでご注意下さい。給付対象外となった旨につきましては、別途文書にて通知いたします。

Q 2 3. 申請書の記入を間違えた。訂正しても良いか。

A 2 3. 間違えた箇所にボールペンで二重線を引いた後、申請者欄に押印した印鑑を押し、正しい内容を記入してください。

Q 2 4. 申請書の印鑑を押し間違えた。間違えた印鑑にボールペンで二重線を書いた上で、横に正しい印鑑を押し直したらいいか。

A 2 4. 本申請書は請求書を兼ねる関係で、印鑑の訂正は認められません。印鑑を押し間違えた場合は、お手数をおかけしますが最初から書き直して、正しい印鑑で提出して下さい。